

雇均雇発 1114 第 26 号

令和 7 年 11 月 14 日

国土交通省総合政策局政策課長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局
雇 用 機 会 均 等 課 長
(公 印 省 略)

「職場のハラスメント撲滅月間」の周知について（協力依頼）

厚生労働省では、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる 12 月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、集中的な広報を実施することとしております。

本年 6 月に、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、公布の日（令和 7 年 6 月 11 日）から起算して 1 年 6 月以内で政令で定める日から、カスタマーハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主に義務付けられます。そのため、今年度は、カスタマーハラスメント対策をテーマとして、ポスター「No! カスタマーハラスメント」（別添 1）の作成やシンポジウムの開催（別添 2）などにより、広報を実施することとしております。

貴職においても、所管する業界団体等に対し、シンポジウムへの参加の呼びかけも含め、ハラスメントのない職場づくりに向けた周知につきまして御協力をお願い申し上げます。